

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総合海洋政策本部参与会議意見書

総合海洋政策本部参与会議では、第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）を受け、昨年9月以降、プロジェクトチーム等を設置し、うち、①開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化、②海洋状況把握（MDA）、③海洋についての持続可能な開発目標について集中的に評価・検討を行い、今般、意見書を取りまとめた。

今後の政府における取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部を中心に進めることを要請する。

令和2年6月30日
総合海洋政策本部参与会議
座長 田中 明彦

総合海洋政策本部参与会議名簿

(座長・参与)	たなか 田中	あきひこ 明彦	政策研究大学院大学学長
(座長代理・参与)	たかしま 高島	まさゆき 正之	合同会社TMCコンサルティング代表 元三菱商事株式会社代表取締役副社長執行役員
(参与)	おがた 尾形	たけじゅ 武寿	公益財団法人日本財団理事長
(参与)	かねはら 兼原	あつこ 敦子	上智大学法学部教授
(参与)	さとう 佐藤	しんじ 慎司	高知工科大学システム工学群教授
(参与)	すぎもと 杉本	まさひこ 正彦	株式会社NTTデータアドバイザー 元海上幕僚長
(参与)	まえだ 前田	ゆうこ 裕子	国立研究開発法人海洋研究開発機構監事 株式会社セルバンク取締役
(参与)	みずもと 水本	のぶこ 伸子	株式会社IHIエグゼクティブ・フェロー
(参与)	やまと 大和	ひろゆき 裕幸	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 特別顧問
(参与)	わしお 鷺尾	けいじ 圭司	元国立研究開発法人水産研究・教育機構理事 (水産大学校代表)

※敬称略。座長、座長代理以外は50音順。

目次

総合海洋政策本部参与会議意見書	1
1. 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する検討	2
2. 海洋状況把握（MDA）に関する検討	3
3. 海洋についての持続可能な開発目標に関する検討	5
4. 海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に係る検討	6
5. 科学技術・イノベーションに係る検討	7
6. 今後の海洋政策の推進	7
別紙1 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する プロジェクトチーム（PT）報告書	
別紙2 海洋状況把握（MDA）に関するプロジェクトチーム（PT）報告書	
別紙3 持続可能な開発目標（SDG）14に関するスタディグループ（SG）報告書	

総合海洋政策本部参与会議意見書

平成30年5月に策定された第3期海洋基本計画（以下「基本計画」という。）においては、「新たな海洋立国への挑戦」を計画の基本的な方向性として位置づけており、我が国を取り巻く情勢の変化を受けて、いわば受動的に対応することからさらに進んで、我が国にとって好ましい情勢や環境を能動的に創出すべく一層努力していくとともに、海洋に関する施策を統合的な形で着実に実施していくことを、姿勢として明確に打ち出している。

また、基本計画では、我が国周辺の海洋をめぐる情勢が一層厳しさを増す中であって、海洋の安全保障の観点から能動的に海洋政策を幅広くとらえ、海洋に関する施策についての基本的な方針として、「総合的な海洋の安全保障」を明記したところである。

これらを受け、政府においては、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部（以下「本部」という。）のもと、海洋に関する施策を統合的・計画的に推進している。

総合海洋政策本部参与会議（以下「参与会議」という。）においては、平成30年度に続き、令和元年度においても、基本計画に基づく取組の当面の具体化及び加速化を図るべき政策テーマとして特に取り上げて議論を行う必要があるものを選び出し、「新たな海洋立国への挑戦」の問題意識を踏まえつつ、海洋政策の統合的な実施という観点を重視しながら、総合海洋政策推進事務局（以下「事務局」という。）の協力を受けながら、プロジェクトチーム（PT）やスタディグループ（SG）を設け、参与以外の幅広い関係者の参画を得ながら集中的・精力的に検討を行い、提言を行ったところである。

具体的には、基本計画において、「海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、自由、民主主義、基本的人権の尊重、『法の支配』といった普遍的価値を堅持し、『開かれ安定した海洋』を希求してきた海洋国家たる我が国は、我が国の平和と安全を自らの力により守る努力を続けることは当然であるが、同時に、『自由で開かれたインド太平洋戦略』を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができる。」、「海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤、それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。」としていることから、過年度の検討成果も踏まえつつ、令和元年度において、開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する検討を行うこととした。

次に、基本計画等において、関係府省庁は、海洋状況把握（MDA）の能力強化を推進することとしていること、また、近年、我が国管轄海域及び我が国の重要なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起しており、以前より尖閣諸島周辺の我が国の領海への外国公船等の侵入を始めとする様々な事案に対応してきた。最近1年間においても、大和堆周辺の我が国の排他的経済水域における違法操業等に従事する、多数の北朝鮮漁船及び中国漁船への対応、あるいは昨年以来の中東地域における緊張の高まりを受け、当該海域における日本関係船舶の航行安全の確保が重大な問題となっていることを踏まえ、令和元年度において、MDAの強化についての検討を行うこととした。

さらに、基本計画において、国連サミットにおいて採択された持続可能開発目標（SDGs）の重

要性は既に明記されているところであるが、その後の、SDGs 推進に係る国際的な機運の高まりを受け、令和元年度において、我が国の海洋政策における基本方針である基本計画中の諸施策について、海洋に関する持続可能な開発目標 14 との連関という観点から見直しを行い、その実施を強化するための検討を行うこととした。

これらの検討結果については、別紙 1～3 のとおり取りまとめており、検討結果の概略は、下記 1. ～3. のとおりである。

また、前述のテーマのほか、基本計画に掲げた海洋政策の理念及び方向性を踏まえ、海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方や、科学技術・イノベーションについても、関係機関や専門家から最新の情勢等に関して情報提供を受けるとともに、現状や課題、その改善に向けた対応等を含め、幅広く意見交換を行った。

これらの検討結果の概要は、下記 4. ～5. のとおりである。

なお、令和元年度末に生じた新型コロナウイルス感染症の拡大については、基本計画に想定されていなかった重大事態であり、これについては下記 6. に付記した。

1. 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する検討

基本計画においては、「海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、自由、民主主義、基本的人権の尊重、『法の支配』といった普遍的価値を堅持し、『開かれ安定した海洋』を希求してきた海洋国家たる我が国は、我が国の平和と安全を自らの力により守る努力を続けることは当然であるが、同時に、『自由で開かれたインド太平洋戦略』を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができる。」、「海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。」としている。

これを受け、平成 30 年度、「シーレーン沿岸国との海洋産業協力の深化に関する研究会」（以下「シーレーン SG」という。）を設け、海洋の安全保障小委員会報告も踏まえつつ、ベトナム、ミャンマー、インド等のシーレーン沿岸国との間において、港湾を始めとする海洋産業協力を深化させ、我が国経済にとり重要なシーレーンの確保に寄与するための方策について検討した。

シーレーン SG の報告書においては、「我が国の経済安全保障の観点から、今回取り上げた 3 か国以外の沿岸国についても、必要に応じて海洋産業協力に関する事業の状況、支援策、課題等について引き続き整理し、有望な海洋産業分野の抽出や、協力に際しての障害や課題を把握するとともに、その解決策を含めて整理していくことが有益」とし、また、「海洋産業協力を係るプロジェクトの具体的な事業構想、ロードマップ、政府に求められる役割についても、今後検討していくことが重要」としている。

そのため、令和元年度、「開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT」を設け、

- 対象シーレーン沿岸国との海洋産業協力を実施するための協力テーマ・分野の現状把握

- 海洋産業協力を具体化していくための課題の把握
- 海洋産業協力の具体化やその中における政府の役割

の3点について、「自由で開かれたインド太平洋」構想の考え方、すなわち、平和と安全そして繁栄の促進を目指すことに資するかどうかの観点も含め、外部有識者等を交え議論した。これらを受け、参与会議としては、以下のとおり提言する。

基本計画に掲げているとおり、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができるものである。

また、海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。

これらを再確認するとともに、下記について取り組むべきである。

(1) 港湾等インフラの開発・運営等の海洋産業協力に係る取組強化

関係府省庁、政府系金融機関及び官民ファンドが ODA や出資等様々な手段により取り組んでいる港湾等インフラの開発・運営に係る国際協力は、諸外国との経済協力やインフラ輸出等の観点からだけでなく、諸外国との海洋産業協力を進めていく観点からも重要な取組であるため、関係府省庁間や官民間の連携体制の強化を図りつつ、これらの取組をさらに強化して進めていくべきである。

(2) 民間企業の取組を促進するための環境整備

関係府省庁や政府系機関は、引き続き、民間企業等が諸外国の海洋産業ビジネスに積極的に参画できるよう、民間企業等のニーズも把握しながら、政府系金融機関や官民ファンド等による支援の不断の見直しなど、事業継続性、経済性や安全性の確保に資する環境整備を行うべきである。

(3) 国際海上輸送の安定確保に向けた海洋産業の国際競争力強化

従前にも増して厳しい競争環境に置かれている我が国の外航海運業及び造船業について、経済安全保障の観点からの安定的な国際海上輸送を確保する上でこれら産業の国際競争力強化は重要であり、その観点から、これまで以上に課題に対応した取組が求められる。

2. 海洋状況把握 (MDA) に関する検討

海洋状況把握 (MDA) については、基本計画及び「我が国における海洋状況把握 (MDA) の能

力強化に向けた今後の取組方針」において、関係府省庁はその能力強化を推進することとしている。

近年、我が国管轄海域及び我が国の重要なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起している。最近1年間においても、大和堆周辺のが我が国の排他的経済水域における違法操業等に従事する、多数の北朝鮮漁船及び中国漁船への対応、あるいは昨年以来の中東地域における緊張の高まりを踏まえ、当該海域における日本関係船舶の航行安全の確保が重大な問題となっている。

このような状況認識のもと、関係府省庁は日々生起する新たな問題に対しさらなる対応が求められる。このため、令和元年度は「海洋状況把握（MDA）に関するPT」において、我が国のMDAがその対象として取り扱う幅広い情報のうち海洋の安全保障に係る情報、特に我が国の海洋における脅威・リスクの早期察知に資する、船舶の動静に関連する情報（以下「船舶動静情報」という。）の収集・集約・共有のあり方について、外部有識者等を交え議論した。

これらを受け、参与会議としては、以下のとおり提言する。

（１）船舶動静情報を集約・共有するプラットフォームの構築

船舶動静情報を始めとする海洋の安全保障に係る情報について、リアルタイム性を伴った集約・共有と、これに必要なルールの策定に関する調整機能を有する「情報共有のプラットフォーム」の構築に向けた検討を開始する必要がある。

その際、必要に応じ「海洋状況表示システム」（以下「海しる」という。）及び各実施官庁の有する既存のシステムの発展を視野に入れて検討すべきである。

（２）外国のMDA 関係機関との連絡調整を担う機能の整備

我が国政府として戦略的見地に基づき、MDA の国際連携・国際協力の連絡調整等を担う窓口機能を早期に整備すべきである。

（３）情報の収集・集約・共有を強化するための各種関連施策の推進

- ① 「海しる」の改修による関係諸国との情報交換機能の実装
- ② 関係府省庁が主管するAIS（船舶自動識別装置）、VMS（船舶位置監視システム）など各種システムの普及及びこれらシステムの目的を踏まえた搭載範囲の拡大
- ③ 政府の保有するアセットが収集する一次情報について、可能な限り一体的に共有する仕組みの検討
- ④ 我が国の重要なシーレーンにおいて必要な船舶動静情報などの共有に関する官民が相互に連携するメカニズムの発展

3. 海洋についての持続可能な開発目標に関する検討

「持続可能な開発目標 14 に関する研究会」（以下「SDG14SG」という。）においては、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された持続可能開発目標（SDGs）のうち、海洋に関する SDG14 に照らして、我が国の海洋政策における基本方針である基本計画中の諸施策について、SDG14 との連関という観点から見直しを行い、その実施を強化するために、以下の点を「検討方針、成果に関する指針」として検討を進めた。

- SDG14 以外の他の SDG との相互の連関を常に意識した検討をすること
- 国民が認知度を高め、認識を広げられるよう、分かりやすい発信をすること（人材育成の視点も考慮する）
- バランスのとれた検討をすること（持続可能な海洋産業の振興の視点も考慮する）
- 我が国だけのリーダーシップではなく、世界全体で、途上国との連携やそれへの協力も視野に入れた検討をすること
- 国際ルール作り及びその実施に我が国が積極的な役割を果たしていくこと

そして、a. 基本計画との関わり、b. 本部、参与会議及び事務局の調整・統合機能、c. 科学技術との関わり、d. 国際協力、e. 海洋立国や海洋の安全保障という観点から、「テーマ 1：海洋プラスチックごみ」、「テーマ 2：IUU 漁業」、「テーマ 3：小島嶼国」を選び、共通して重要であるものを提言として抽出するため、関連する諸施策の効果的な実施のための調整のあり方、施策の統合的実施の方策等について、外部有識者等を交え議論した。

これらを受け、参与会議としては、以下のとおり提言する。

（1）SDG14 の達成における主権国家の裁量と国益の実現

SDG14 を含む SDGs は、その進捗、フォローアップ、達成について主権国家の裁量に依るところが大きいことから、我が国の国益と国際的な SDGs 全体の達成に貢献する、SDGs 達成に向けた「日本モデル」を作り上げることが理想形である。

（2）基本計画による SDG14 の達成の促進

SDG14SG の検討結果は、基本計画における「総合的な海洋の安全保障」に資する施策の実施についての、指針や手法の提言に活用されるべきである。

また、SDG14 の達成は、我が国の海洋政策上の多様な施策に密接に関わることから、本部・参与会議・事務局による調整・統合機能が不可欠である。

（3）SDG14 実現のための「日本モデル」の基本的指針

① 多様なステークホルダーとの共同（国内的実施）

伝統的な産官学に加え、市民社会、消費者、新しい公共（協同組合）、労働組合、次

世代（若者）、地方自治体等のステークホルダーについて、今後如何に連携していくのかについて、引き続き検討していくことが不可欠である。

② 多様なステークホルダーとの共同（世界との連携）

世界全体でSDGsを達成するためには、小島嶼国等と「連携」という姿勢、すなわち、「日本モデル」の実現と並行して他国のモデルも達成するために連携を図ることが肝要である。

また、米、EU、中国等の国際社会の他の主要国が、SDGs達成のためにどのような自国モデルを構築しようとしているかについて、情報収集を進めていく必要があるとともに、関連する国際会議の動向もきちんとフォローし、国際社会で主要な議論を我が国がリードすべきである。

③ 科学技術による基盤形成と強化

科学的知識、基盤、パートナーシップを構築し、海洋に関する科学的知見、データ・情報を通じて、SDG14を始めとするSDGsの達成に貢献することを目指す「国連海洋科学の10年」に積極的に関与していくことが重要である。

④ 施策の統合的实施

事務局としては、SDG14に関連する各施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、関係府省庁の協力を得つつ、その連携を強化する方策を講じていく役割が期待される。

（4）将来における再検討

最後に、SDGsが期限とする2030年まで10年を切り、今後SDG14を含む各目標は国際的にも国内的にも益々注目を集めることは必至である。次期基本計画策定を視野に入れて、適当な時期に、SDG14SGの提言をいっそう具体的に施策に反映するため、参与会議の下で再度SDG14に関する検討を改めて行うべきである。

4. 海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に係る検討

平成22年に開催された生物多様性条約（CBD）締約国会議で決められた、いわゆる「愛知目標」を受け、基本計画においては、「2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する」としており、また、平成31年4月には自然環境保全法を改正し、沖合域の海洋保護区指定制度を創設し、海洋環境保護を推進している。

一方、国際的には、生物多様性に係る新たな目標が検討されていることから、「海洋保護区

のさらなる拡大と管理のあり方に関する SG」を設け、我が国における海洋保護区の面的拡大・質的拡充に関して、非生物資源の開発及び生物資源の持続的利用と調和した拡充の可能性、国際法との整合性、日本型海洋保護区に対する国際的な支持獲得等の課題について、外部有識者を交え検討を行った。

5. 科学技術・イノベーションに係る検討

海洋科学技術は海洋政策を推進する上で重要な基盤であり、我が国の経済・社会の発展、気候変動など地球規模課題への対応等に貢献するものであることから、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会実装を進めていくことが期待されている。

平成 30 年度、「海洋科学技術に関する SG」において、今後世界に大きな影響を与える可能性のある海洋科学技術を見据え、海洋ロボティクス分野や海洋情報分野の方向性について検討を行ったことを受け、令和元年度、「科学技術・イノベーションに関する SG」を設け、科学技術・イノベーションをテーマとして取り上げ、海洋科学技術全般の最新動向を把握するとともに、水産業・洋上風力発電などの海洋産業に関する技術的課題について、外部有識者を交え検討を行った。

6. 今後の海洋政策の推進

今般、参与会議として取りまとめた提言については、関係府省庁において施策として具体化し、着実に成果に結びつけていくことが重要である。

基本計画では、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進していくため、具体的目標を掲げ (Plan)、施策を実施し (Do)、その進捗状況を的確に把握・評価し (Check)、その結果に応じて取組内容等を見直す (Act) という PDCA サイクルを活用した工程管理を導入している。その中で、共通の目標・目的を持った施策のまとまり (施策群) を単位として工程表を作成し、目標やその達成に向けた取組内容、スケジュール、実施体制等を記載するとともに、目標達成に向けた状況について、指標を活用して俯瞰的・定量的に把握しつつ、取組を進めていくこととしている。

また、参与会議としては、内閣総理大臣への意見書提出、内閣総理大臣から各府省庁への指示、各府省庁による対応というサイクルも見据えつつ、PDCA サイクルによる工程管理を支援することとしている。

事務局及び関係府省庁には、海洋政策担当大臣の指揮の下、密接に連携・協力し、工程表に基づき、取組を着実かつ効果的に進めていくよう要請する。このとき、工程表は基本計画に基づくものではあるが、計画策定後の情勢変化や新たに取りまとめられた提言による見直しを随時的確に反映することが求められる。

北極政策については、過年度に提言として取りまとめ、工程表にも組み込まれている。さら

に、我が国にとって北極のあらゆる利活用の可能性を確保するために、北極域研究を我が国が一層進め国際社会でのプレゼンスを高める。東京で開催される第3回北極科学大臣会合（ASM3）は有効な機会である。気候変動予測の高度化に資する海洋情報を把握する等の北極域における研究開発の強みをより一層発揮するため、北極域研究では「継続性」が重要であることを認識し、砕氷機能を有する北極域研究船や運航費等の確保、中長期を見据えた人材育成や研究開発プログラムに関する取組を加速することが求められる。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、関係府省庁における対応がなされている。これは基本計画が想定していない新たな事態であり、海洋政策を始め、今後、各国の政策形成に大きなインパクトを与える歴史的な転換点と言える。海洋ならではの感染症対策とそのあらゆる影響の精査やポストコロナの海洋政策のあり方などについては、国際的動向も把握しつつ今後の参与会議の課題として位置づける必要がある。よって、参与会議は、本部が関係府省庁の施策を調整し統合的に海洋政策を実現する機能を果たすために、この重要な問題を、小委員会を立ち上げて既に検討を始めたところである。今期の基本計画及び工程表への追加・修正、加えて次期基本計画を見据えて議論を深めていく。

産・官・学の連携があつてこそ、海洋に関する諸施策が実効的に実現されることを明確に意識しつつ、基本計画の3か年目にあたる令和2年度においても、関係府省庁は引き続き連携・協力し、次期基本計画を視野に入れながら、海洋政策の統合的実施に積極的に取り組んでいただきたい。